

衛生推進者養成講習 案内書

法令根拠 講習内容

- 労働安全衛生法第12条の2の規定により、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場においては、安全衛生推進者又は**衛生推進者**を選任し、事業場の安全衛生業務を担当させなければなりません。
- 衛生推進者の資格要件には、安全衛生の実務経験年数が学歴、専攻等により指定されていますが、本協会の講習は関係告示により定められた科目、時間に基づいて実施いたしますので、本講習を修了した方には学歴等にかかわらず資格要件が与えられます。
- 実際に職務遂行する上では、実務経験等にかかわらず、本講習を受けられてから実務に携わられることを推奨いたします。

【安全衛生推進者の選任義務業種】

林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業(物の加工業を含む。)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業

【衛生推進者の選任義務業種】

上記以外の事業場

例) 銀行業、証券業、生保・損保担当の核店舗、企業本社、団体、映画遊劇業、教育研究業等

【厚生労働省ガイドライン】

第3次産業のうちの重点業種である社会福祉施設、小売業(法定選任義務を除く)、飲食店の労働者数10人以上の事業場については、安全担当者を配置し、うち労働者数50人以上の事業場については、安全衛生推進者の資格を持った者等から安全担当者を選任することが望ましいとされています。

申込方法

受付開始: 原則、開催日の2ヶ月前(その日が土・日、祝祭日の場合はその翌日)

申込締切: 開催日の2週間前(その日が土・日、祝祭日の場合はその前日)なお、定員に達した場合は締切日前でも締め切ります。

手続方法: 窓口申込、郵送申込(現金書留、銀行振込)の方法があり、詳細はホームページを参照ください。

受講資格

特に制限はありません。

講習科目 講習時間

科目	時間	科目	時間
作業環境管理及び作業管理	2時間	労働衛生教育	1時間
健康の保持増進対策	1時間	労働衛生関係法令	1時間
合計 5時間 … この時間には休憩時間を含んでおりません。 実際の講習時間は休憩等を考慮した時間配分となっています。			

受講料

受講料(税込)	テキスト代(税込)	合計(税込)
6,600円	1,100円	7,700円

※キャンセルの場合の取扱いは、協会ホームページをご確認ください。

修了証

・全科目受講された方に、(公社)愛媛労働基準協会発行の修了証を交付致します。